



2012年5月9日

各位

会社名 キョーリン製菓ホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 山下 正弘  
(コード番号 4569 東証第1部)  
問合せ先 コーポレートコミュニケーション統轄部長 宮木 修次  
電話 03-3293-3414

### 単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成24年5月9日開催の取締役会において、下記のとおり、単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 単元株式数の変更について

##### (1) 最近の投資単位の状況及び変更の理由

###### ①最近の投資単位の状況

- |  |            |
|--|------------|
| i. 直前事業年度の末日における最終価格をもとに算出した1売買単位当たりの価格  | 1,567,000円 |
| ii. 直前事業年度における日々の最終価格をもとに算出した1売買単位当たりの価格 | 1,476,000円 |
| ※ 直前事業年度の末日における単元株式数                     | 1,000株     |

###### ②変更の理由

当社は投資単位の引下げは、株式の流動性を高め株式市場の活性化のための有用な施策の一つと考えております。そのため、現在の投資単位を勘案し、投資しやすい環境を整え、個人株主をはじめとする投資家層の拡大及び当社株式の流動性の一層の向上を図るため単元株式数を変更することとしました。

##### (2) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更します。

##### (3) 変更予定日

平成24年7月1日(日曜日)

#### 2. 定款の一部変更について

##### (1) 定款変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うものです。

(2) 変更の内容

(下線は変更部分)

現行定款	変更後
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
(新設)	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(単元株式数に関する経過措置)</u></p> <p><u>第8条の変更は、平成24年7月1日をもってその効力を生じるものとする。</u></p> <p><u>なお、本附則は、第8条の効力発生日をもって削除する。</u></p>

(ご参考) 平成24年7月1日をもって、東京証券取引所における売買単位も1,000株から100株に変更されることとなります。

以 上